

○経済産業省令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

経済産業大臣 齋藤 健

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第四項並びに第十八条第五項及び第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

様式第一から様式第二の二まで及び様式第四から様式第八の四まで中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加える。

様式第六から様式第六の三まで中「（施行規則）」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法

「法律施行規則」に改める。

様式第六から様式第六の三まで及び様式第七から様式第八の六まで中「（回法施行規則）」を「（中小企業における融資の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。））」に改める。

様式第六の四中「（法第12条）」を「（中小企業における融資の承継の円滑化に関する法律第12条）」、「施行規則」を「中小企業における融資の承継の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第七から様式第七の四まで及び様式第八から様式第八の四まで中「施行規則第1条第12項第2号」を「施行規則第1条第17項第2号」に改める。

様式第七の五及び様式第八の五中「施行規則第1条第25項」を「施行規則第1条第30項」に改める。

様式第八の五及び様式第八の六中「施行規則第4項」を「施行規則第17条第4項」に改める。

様式第十一、様式第十四、様式第十五、様式第十七から様式第十七の三まで、様式第十九の二から様式第二十の六まで、様式第二十の九から様式第二十一の三まで、様式第二十六及び様式第二十七中「中小企業における融資の承継の円滑化に関する法律施行規則」の下に「（以下「施行規則」という。）」を加える。

様式第十一、様式第十二、様式第十三から様式第十五まで及び様式第十七中「施行規則第1条第13項第2

号ホ」や「施行規則第1条第17項第2号ホ」に改める。

様式第十一、様式第十七の二及び様式第十七の三中「法第12条第1項の認定に係る贈与」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の認定に係る贈与」に改める。

様式第十二の二中「（同条第25項）や」（同条第30項）に改める。

様式第十二の二及び様式第十七の二中「施行規則第1条第26項第3号」や「施行規則第1条第31項第3号」に改める。

様式第十五中「施行規則第12条第11項の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定による」及び「（の規定）や」（施行規則第6条第2項の規定）に改め、様式第十五備考④中「第1号」や「施行規則第6条第2項第1号」に改め、様式第十五備考⑤中「第6条第2項」や「施行規則第6条第2項」に改める。

様式第十六中「施行規則第12条第37項の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第37項の規定による」に改める。

様式第十七中「施行規則第13条第2項の規定」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施

行規則第13条第2項の規定」及び「法第12条第1項の認定に係る贈与」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の認定に係る贈与」に相当する。

様式第十の二中「施行規則第13条第7項の規定」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第7項の規定」及び「特別関係者に対する」や「特別関係者（施行規則第1条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。）に対する」に相当し、「（同条第25項に掲げる者をいう。）」や相当する。

様式第十の三中「施行規則第13条第10項の規定」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第10項の規定」及び「（施行規則第1条第25項に掲げる者をいう。）」や「（施行規則第1条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。）」に相当する。

様式第十一及び様式第十二中「施行規則第13条第12項の規定」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の規定」に相当する。

様式第十二の二中「施行規則第13条第14項」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第14項」に相当する。

様式第二十から様式第二十六の六まで中「法第12条」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法

律第12条」に改める。

様式第二十の二記載要領③中「2 規則」を「2 施行規則」に改める。

様式第二十の五中「3 規則」を「3 施行規則」に改める。

様式第二十の六「2 規則第13条の2」を「2 施行規則第13条の2」とし、「3 規則第13条の2」を「

3 施行規則第13条の2」に改める。

様式第二十の七及び様式第二十の八中「施行規則第13条の2第4項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第4項」に改める。

様式第二十の七中「施行規則第13条の2第6項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第6項」に改める。

様式第二十の八中「施行規則第17条第2項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項の規定」に改める。

様式第二十の九中「施行規則第17条第3項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第3項の規定」に改める。

第百二十一の三「施行規則第17条第4項の規定」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第4項の規定」に定める。

第百二十一「施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認書」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認書」に定める。

第百二十三「施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認をしない旨の通知書」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項、第18条第10項又は第18条の2第3項の規定による確認をしない旨の通知書」及び「第18条の2第2項」や「第18条の2第3項」に定める。

第百二十四「施行規則第18条第5項の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第5項の規定による」に定める。

第百二十四の二「施行規則第18条第6項の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第6項の規定による」に定める。

様式第二十四の三中「施行規則第18条第9項の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第9項の規定による」に改める。

様式第二十四の四中「施行規則第18条の2第2の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条の2第2項の規定による」及び「第18条第2項」や「第18条の2第2項」に改める。

様式第二十五中「施行規則第19条第3項の規定による」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第19条第3項の規定による」に改める。

様式第二十六中「施行規則第19条第4項」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第19条第4項」に改める。

様式第二十八及び様式第二十九中「施行規則第20条第14項」や「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第14項」に改める。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。